

中国の反外国制裁法

遠藤 誠¹

I はじめに

近年、中国は、米国等の西側諸国による制裁に対抗するための法的根拠を整備することを目的として、いくつかの立法を行った。例えば、商務部は、2020年9月、「信頼できない企業リスト規定」(中国語では「不可靠実体清单規定」)を公布し、中国の国家の安全・利益及び中国の組織・個人の利益を損ねる外国組織・個人に対し、その輸出入・投資等を禁止・制限する制度を設けた。その後、全国人民代表大会常務委員会(以下「全人代常務委員会」という)は、2020年10月17日、「輸出規制法」(中国語では「出口管制法」)を公布し、2020年12月1日から施行した。さらに、2021年1月9日には、商務部が、「外国の法律及び措置の不当な域外適用への遮断に関する弁法」を公布した。

以上のような背景の下、全人代常務委員会は、欧米のさらなる制裁をけん制するための「法律の道具箱を充実させる」ことを、2021年の主要目標とした。これを受け、2021年6月10日、全人代常務委員会は、「反外国制裁法」(以下「本法」という)を公布・施行した。

以下、全16条からなる本法の主なポイントを紹介する。

II 本法の主なポイント

1 反制裁措置が適用される状況

本法3条によると、中国は、霸権主義と強権政治に反対し、いかなる国がいかなる口実をもっていかなる方式に中国の内政に干渉することにも反対する。そして、外国が、①国際法及び国際関係の基本準則に違反した場合、②中国に対し抑制・抑圧行為をした場合、③中国国民及び組織に対し差別的な制限措置を行った場合、④中国の内政に干渉した場合に、中国は反制裁措置を適用するものとしている。主に米国を念頭に置いた規定であろう。

また、本法15条は、反制裁措置が適用される他の状況について規定している。即ち、外国の国家、組織及び個人が、中国の主権、安全、発展利益に危害を加える行為を実施し、協力し、支援し、反制裁措置を適用する必要性がある場合、本法の関連規定を参照して執行するものとしている。15条によると、本法は、外国の国家の行為だけを対象としているので

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所
(<https://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

はなく、外国の組織や個人の行為をも規制対象としている。

2 反制裁措置の適用対象

本法 4 条は、「反制裁リスト」制度について規定している。即ち、4 条によると、国務院の関連部門は、本法 3 条に規定された差別的制限措置の策定、決定又は実施に直接的又は間接的に関与している個人及び組織を「反制裁リスト」に含めることを決定することができる。

本法 5 条は、「反制裁リスト」以外の反制裁措置の適用対象として、①反制裁リストに含まれる個人の配偶者及び直系親族、②反制裁リストに含まれる組織の高級管理人員又は実質的支配者、③反制裁リストに含まれる個人が高級管理人員である組織、及び④反制裁リストに含まれる個人及び組織が実質的に支配し又は参加して設立・運営する組織を規定している。

3 反制裁措置の種類

本法 6 条は、反制裁措置の種類として、①ビザ発行の拒否、入国拒否、ビザの取消し、又は国外追放、②我が国の国内の動産、不動動産及びその他の種類の財産の押収・差押え・凍結、③我が国の国内の組織・個人が、その関連する取引・協力等の活動を行うことを禁止又は制限すること、④その他必要な措置を規定している。

4 反制裁措置の手続

本法 7 条は、国務院関連部門が下した反制裁リスト及び反制裁措置に関する決定は、最終決定であると規定している。これにより、当該決定に対しては、不服審査や行政訴訟を提起することはできないと考えられる。

本法 8 条によると、反制裁措置の根拠となる状況が変化した場合、国務院関連部門は、関連する反制裁措置を、暫定的に停止し、変更し、又は取り消すことができる

本法 9 条によると、反制裁リスト及び反制裁措置の決定、暫定的停止、変更又は取消しは、外交部又は国務院の他の関連部門が発する命令によって公布される。

本法 10 条は、①国は、反外国制裁対策業務調整機構を設置し、関連業務の調整に責任を負うこと、②国務院関連部門は、連携と情報共有を強化し、それぞれの責任と役割分担に基づいて、関連する反制裁措置を決定し、実施することを規定している。

上記の各規定に鑑みると、国務院等関連部門は、反制裁リスト及び反制裁措置の決定、暫定的停止、変更、取消等の決定についての権限を有しているが、決定は反外国制裁対策業務調整機構により総合的に調整される可能性があるといえる。

5 関連主体の義務と法的責任

本法 11 条、12 条及び 14 条は、関連主体の義務と法的責任を規定している。

主体	義務	法的責任
----	----	------

中国国内にいる組織及び個人	中国国内の組織及び個人は国務院関連部門が決定した反制裁措置を実施しなければならない。	義務に違反した組織及び個人に対して、国務院関連部門は、法によって処理し、関連業務の従事を制限又は禁止することができる（11条）。
全ての組織及び個人	いかなる組織及び個人も、外国の国家が中国の公民・組織に対して行った差別的な制限措置を実施し、又は協力してはならない。	義務に違反し、中国の公民・組織の合法的権益を侵害した場合、法院により、差止め及び損害賠償を命じられる可能性がある（12条）。
		いかなる組織及び個人も、反制裁措置を実施せず、又は協力しない場合、法的責任を追及される（14条）。

III 「反外国制裁法」の日本語訳

反外国制裁法

（2021年6月10日第13期全国人民代表大会常務委員会第29回会議で採択）

第1条 国家の主権、安全及び発展利益を保護し、国民及び組織の合法的権益を保護するために、憲法に基づいて本法を制定する。

第2条 中華人民共和国は、自主的かつ平和的な外交政策を堅持し、主権と領土保全の相互尊重、不侵犯、相互の内政不干渉、平等と互恵、平和的共存の5原則を堅持し、国際連合を中心とする国際システムと国際法に基づく国際秩序を堅持し、世界各国との友好協力を発展させ、人類運命共同体の構築を推進する。

第3条 中華人民共和国は、霸権主義と強権政治に反対し、いかなる国家によるいかなる口実と手段による中国の内政への干渉にも反対する。

外国の国家が国際法及び国際関係の基本準則に違反し、さまざまな口実により、又はその国の法律に従って、我が国を抑圧又は圧迫し、我が国の公民及び組織に対して差別的な制限措置をとり、我が国の内政に干渉した場合、我が国は相応の反制裁措置をとる権利を有する。

第 4 条 国務院の関連部門は、本法第 3 条に規定された差別的制限措置の策定、決定又は実施に直接的又は間接的に関与している個人及び組織を反制裁リストに含めることを決定することができる。

第 5 条 国務院の関連部門は、本法第 4 条の規定により反制裁リストに含まれる個人・組織を除くほか、以下に掲げる個人・組織に対して反制裁措置を講じることを決定することができる。

- (1) 反制裁リストに含まれる個人の配偶者及び直系親族。
- (2) 反制裁リストに含まれる組織の高級管理人員又は実質的支配者。
- (3) 反制裁リストに含まれる個人が高級管理人員である組織。
- (4) 反制裁リストに含まれる個人及び組織が実質的に支配し又は参加して設立・運営する組織。

第 6 条 国務院の関連部門は、それぞれの責任と任務分担に基づき、本法第 4 条、第 5 条に規定された個人・組織について、実際の状況に応じて、以下の 1 つ又は複数の措置を取ることを決定することができる。

- (1) ビザ発行の拒否、入国拒否、ビザの取消し、又は国外追放。
- (2) 我が国の国内の動産、不動動産及びその他の種類の財産の押収・差押え・凍結。
- (3) 我が国の国内の組織・個人が、その関連する取引・協力等の活動を行うことを禁止又は制限すること。
- (4) その他必要な措置。

第 7 条 本法第 4 条から第 6 条までの規定に基づいて国務院関連部門が下した決定は、最終的なものとする。

第 8 条 反制裁措置の根拠となる状況が変化した場合、国務院関連部門は、関連する反制裁措置を、暫定的に停止し、変更し、又は取り消すことができる。

第 9 条 反制裁リスト及び反制裁措置の決定、暫定的停止、変更又は取消しは、外交部又は国務院の他の関連部門が発する命令によって公布される。

第 10 条 国は、反外国制裁対策業務調整機構を設置し、関連業務の調整に責任を負う。

国務院関連部門は、連携と情報共有を強化し、それぞれの責任と役割分担に基づいて、関連する反制裁措置を決定し、実施するものとする。

第 11 条 我が国の国内の組織及び個人は、国務院関連部門が採択した反制裁措置を実施し

なければならない。

前項の規定に違反した組織及び個人については、国務院関連部門が法に基づいて処理し、関連活動に従事することを制限又は禁止しなければならない。

第 12 条 いかなる団体又は個人も、外国の国家が我が国の公民・組織に対して講じた差別的な制限措置を実施し、又はその実施を帮助してはならない。

組織及び個人が前項の規定に違反し、我が国の公民・組織の合法的権益を侵害した場合、我が国の公民・組織は、法に基づき、人民法院に訴訟を提起し、侵害の停止及び損害の賠償を求めることができる。

第 13 条 我が国の主権、安全、発展利益を危うくする行為については、本法の規定を除くほか、関連する法律、行政法規及び部門規則により、他の必要な反制裁措置の採用を規定することができる。

第 14 条 反制裁措置の実施又は実施への協力を怠った組織及び個人は、法に基づいて法的責任を追及される。

第 15 条 外国の国家、組織又は個人が、我が国の主権、安全、発展利益を危うくする行為を実施、援助又は支援し、必要な反制裁措置をとる必要がある場合、本法の関連規定を参照して執行しなければならない。

第 16 条 本法は、その公布の日から施行する。

IV 当該法制度・規制等が日本企業・日系企業に与える効果・影響分析

本法が規定する反制裁措置の適用対象は、極めて広い範囲に及ぶ。また、反制裁措置の内容は、①ビザ発行の拒否、入国拒否、ビザの取消し、又は国外追放、②中国国内の動産、不動産及びその他の種類の財産の押収・差押え・凍結、③中国国内の組織・個人が、その関連する取引・協力等の活動を行うことを禁止又は制限することというように、多岐にわたる。また、本法によると、米国等による中国に対する差別的な制限措置に協力するだけでも、中国国内で法的責任を追及されるおそれがある。

日本企業・日系企業としては、中国でビジネス活動を展開する際に、「中国に対する差別的な制限措置に協力した」と捉えられないよう、十分に注意する必要がある。米中経済戦争における米国と中国のせめぎ合いに翻弄される日本企業は、今後もしばらくの間は、米国と中国の両方に目配りしながら事業を展開していくかなければならないという、極めて難しい舵取りが求められる状況にある。

日本企業・日系企業としては、本法の内容を十分に検討するとともに、今後も、米中両国の法規制の動向に注目する必要がある。

※ 最終修正：2021年6月18日。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。